

令和８年度指名停止の運用状況一覧表

令和８年９月４日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
10-1	みらい建設工業 株式会社中部支店	名古屋市中区 月島町６－１	R8. 9. 4	R8. 10. 3	１か月	名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭 第１貯木場北側護岸整備工事（その ６）」において、当該工事の施工にあ たり、石材が水面に脱落することを防 止するために必要な措置を講じなか ったとして、令和８年７月１７日付け で、請負者のみらい・小島・東海特定 建設工事共同企業体の代表構成員で あるみらい建設工業株式会社及び現 場責任者である同社社員が、港則法違 反により名古屋簡易裁判所から罰金 刑の略式命令を受けたことから、名古 屋港管理組合が同共同企業体の各構 成員に対し１か月の指名停止を行っ た。 このため、本県においても契約の相 手方として不適当であると判断し、同 共同企業体の構成員であるみらい建 設工業株式会社中部支店、株式会社小 島組及び東海建設株式会社に対し、指 名停止を行う。	名古屋港 管理組合	弥富市 楠二丁目 地先	要領第４条 第１項 (別表第３－７)
10-2	株式会社小島組	名古屋市港区 木場町１－６							
10-3	東海建設株式会社	名古屋市港区 新船町１－１							

(愛知県都市・交通局)

令和 8 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 8 年 7 月 2 3 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
9	株式会社酒伊組	蒲郡市港町 1 4 - 2 4	R8. 7. 23	R8. 8. 5	2 週間	三河港務所発注の「三河港改修工事（統合補助）岸壁補修工（週休 2 日）（R 6 国補正）」において、作業足場を設置し鋼管杭を打設していたが、足場の撤去手順を誤り、1 次下請け業者の作業員 2 名が作業足場に乘った状態で固定金具を外してしまったため、当該作業員 2 名が、約 4 m 程度の高さから転落し、両名が 3 か月以上の療養を要する重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であったと判断されたことから、元請業者である株式会社酒伊組に対して指名停止を行う。	三河港務所	蒲郡市浜町 地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1 - 7)

(愛知県都市・交通局)

令和 8 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 8 年 7 月 2 2 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生 場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
8	株式会社竹中土木 名古屋支店	名古屋市中区 錦 2 - 2 - 1 3	R8. 7. 22	R8. 8. 21	1 か月	株式会社竹中土木が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において令和 7 年 8 月 5 日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に事実と異なる報告をしたとして、労働安全衛生法違反により、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社竹中土木名古屋支店に対し指名停止を行う。	—	—	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 3 - 7)

(愛知県建設局)

令和 8 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 8 年 7 月 1 6 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
7	青葉工業株式会社 名古屋支店	名古屋市守山区 幸心 4 - 4 7 1	R8. 7. 16	R9. 1. 15	6 か月	公正取引委員会は、香川県発注の特定土木一式工事の入札参加業者が、独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 8 年 6 月 2 5 日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者の内、本県の入札参加資格を有する青葉工業株式会社名古屋支店に対し、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	—	—	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 3 - 1) 及び 第 6 条第 3 項

(愛知県建設局)

令和８年度指名停止の運用状況一覧表

令和８年６月１７日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
6	富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）	名古屋市中村 区名駅１－１ －３	R8.6.17	R8.7.16	1 か月	富士通 J a p a n 株式会社の元社員が、当時勤務していた事務所等で企業の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和８年５月１２日、不正競争防止法違反（営業秘密領得）の疑いで埼玉県警に逮捕され、同年６月１日に罰金 30 万円の略式命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）に対して指名停止措置を行う。	—	—	要領第４条第１項（別表第３－７）

（愛知県建設局）

令和 8 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 8 年 6 月 3 日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5	松井産業株式会社	田原市田原町 松下 9-20	R8. 6. 3	R8. 7. 2	1 か月	愛知県住宅供給公社が発注した「公社中切住宅始め 2 4 住宅消防設備等点検委託」において、令和 8 年 5 月 2 0 日に松井産業株式会社を落札者として決定したところ、見積金額に誤りがあり、対応ができないとして、同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、松井産業株式会社に対し指名停止を行う。	愛知県住宅供給公社	—	要領第 4 条第 1 項（別表第 3－7）

(愛知県建築局)

令和 8 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 8 年 5 月 2 0 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生 場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4	丸利建設株式会社	新城市作手清岳 字ムカイ田 15-5	R8. 5. 20	R8. 6. 2	2 週間	新城設楽農林水産事務所発注の「小規模治山事業第 4 号工事」において、柵工の横木材料をチェーンソーで加工中、足を滑らせた際にチェーンソーが左膝に接触し、左膝挫創の負傷（中傷）をしたものである。 本件は、令和 8 年 4 月 27 日開催の愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等事故調査委員会において、安全管理の措置が不適切と判断されたことから、丸利建設株式会社に対して指名停止を行う。	新城設楽農林水産事務所	新城市作手鴨ヶ谷字タカウト 地内	要領第 4 条第 1 項 (別表第 1 - 7)

(愛知県農林基盤局)

令和 8 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 8 年 5 月 1 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3-1	スバル興業株式会社 名古屋支店	名古屋市港区 小割通 1 - 4	R8. 5. 1	R8. 11. 14	6. 5 か月	公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 8 年 4 月 22 日、スバル興業株式会社始め違反事業者 4 者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。	—	—	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 3 - 1) 及び 第 6 条第 3 項
3-2	日本ハイウェイ・サービス株式会社 名古屋支店	名古屋市千種区 内山 3 - 2 6 - 2	R8. 5. 1	R8. 11. 14	6. 5 か月	したがって、違反事業者 4 者のうち、本県の入札参加資格を有するスバル興業株式会社名古屋支店及び日本ハイウェイ・サービス株式会社名古屋支店の 2 者に対し、契約の相手方として不適當であると判断し指名停止を行う。			

(愛知県建設局)

令和８年度指名停止の運用状況一覧表

令和８年４月２９日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	株式会社 東光高岳 中部支社	名古屋市中区 錦２－３－４	R8. 4. 29	R8. 6. 28	2 か月	尾張水道事務所発注の「尾張西部浄水場 送水ポンプ電気設備等修繕工事」の見積り 合わせにおいて、令和８年４月２３日に株 式会社東光高岳を落札者として決定した ところ、令和８年４月２７日に、見積金額 を誤ったとして同社が契約を辞退したも のである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあ たり、工事等の契約の相手方として不適當 であると判断し、株式会社東光高岳に対し て指名停止を行う。	尾張水道 事務所	－	要領 第４条第１項 (別表第３－７)

(愛知県企業庁)

令和 8 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 8 年 4 月 2 日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	水 ing 株式会社 中部支店	名古屋市 中区新栄町 2－4	R8. 4. 2	R8. 10. 1	6 か月	公正取引委員会は、東京都発注の浄水場排水処理施設運転管理作業における見積参加業者に対し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年 7 月 1 1 日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 それに伴い、違反事業者に対して指名停止措置を行ったが、水 ing 株式会社については、愛知県が発注する建設工事及び測量・設計・建設コンサルタント等業務の有資格者ではないため、指定停止措置の対象外とした。 今回令和 8・9 年度入札参加資格者名簿として更新されるが、この入札参加資格者名簿に水 ing 株式会社が登録されることになったため、愛知県建設工事等指名停止取扱第 4 条第 1 項(別表第 3－1)及び第 6 条第 6 項項に基づき、指名停止措置を行うものである。	－	－	要領 第 4 条第 1 項 (別表第 3－1) 及び 第 6 条第 6 項

(愛知県企業庁)